

## 大学以外の教育施設等における学修に対する単位認定に関する細則

平成14年3月14日

制定

平成25年10月17日

最終改定

この細則は、大妻女子大学学則（昭和48年4月1日制定）第7条の3第3項に規定する単位認定に関する事項について定めるものとする。

### 家政学部・文学部

振り替え認定基準に定める検定または試験に合格した者、及び一定の成績を得た者には、本人の申請により、申請科目の配当年次に限り、4月の履修登録前に単位の認定及び授業科目への振り替え認定を行う。

1. 認定単位は合計6単位を越えることはできない。
2. 同レベルの複数の技能検定や試験を併用することはできない。
3. 再履修科目を振り替え認定することはできない。
4. 対象科目は以下のとおりとする。

#### 全学共通科目

〔家政学部〕

英語ⅠA・英語ⅠB（計2単位）または英語ⅠC・英語ⅠD（計2単位）

英語ⅡA・英語ⅡB（計2単位）

英語ⅡC・英語ⅡD（計2単位）

〔文学部〕

英語ⅠA・英語ⅠB（計2単位）

英語ⅠC・英語ⅠD（計2単位）

英語ⅡA・英語ⅡB（計2単位）

英語ⅡC・英語ⅡD（計2単位）

\* 内の2科目を合わせて2単位を認定する。1単位のみで認定することはできない。

#### 5. 振り替え認定基準と認定単位

認定単位	実用英語技能検定	TOEIC（IPテストも含む）	TOEFL
4	準1級	700点以上	iBT68以上
6	1級	900点以上	iBT92以上

6. 対応科目を既に履修済みまたは履修登録中の場合は認定できない。
7. 認定申請の際、認定基準に定める検定の合格または試験の成績を証明する書類を提出しなければならない。
8. 履修登録時に、検定または試験の合格・成績取得を見込んで、必修科目の登録を見合わせることはできない。
9. 認定した単位の評価は「N」として処理するものとする。

#### 附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度第1年次入学者から適用する。

#### 附 則

この改正後の細則は、平成17年4月1日から施行し、家政学部においては平成17年度第1年次入学者から適用する。

#### 附 則

この改正後の細則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度第1年次入学者から適用する。

附 則

この改正後の細則は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度第1年次入学者から適用する。

附 則

この改正後の細則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度第1年次入学者から適用する。